

令和2年第2回基山町議会（臨時会）会議録（第1日）						
招集年月日	令和2年5月1日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和2年5月1日	10時00分	議長	品川義則	
及び宣告	閉会	令和2年5月1日	13時53分	議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 （欠員1名）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	重松 一徳	出
	3番	松石 健児	出	10番	鳥飼 勝美	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	大山 勝代	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	品川 義則	出
会議録署名議員		3番	松石 健児	4番	大久保 由美子	
職務のため議場に出席した者の職氏名		(事務局長) 藤田 和彦		(係長) 長野 周次		(書記) 川添 紫
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	松田 一也	産業振興課長	柳島 一清		
	副町長	酒井 英良	まちづくり課長	井上 信治		
	教 育 長	柴田 昌範	定住促進課長	亀山 博史		
	総務企画課長	熊本 弘樹	建設課長	古賀 浩		
	財 政 課 長	平野 裕志	会計管理者	酒井 智明		
	税 務 課 長	寺崎 博文	教育学習課長	井上 克哉		
	住 民 課 長	毛利 博司	こども課保育園長	佐藤 定行		
	健康増進課長	中牟田 文明	産業振興課参事	山本 賢子		
	福 祉 課 長	吉田 茂喜	まちづくり課図書館長	城本 直子		
こども課長	今泉 雅己					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第19号 基山町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度基山町一般会計補正予算（第9号））
- 日程第6 議案第20号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第21号 令和2年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

～午前10時 開会～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和2年第2回基山町議会臨時会を開会します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（品川義則君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、松石健児議員と大久保由美子議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（品川義則君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3～7 議案第19号、承認第1号～承認第2号、議案第20号～議案第21号

○議長（品川義則君）

日程第3. 議案第19号、日程第4. 承認第1号、日程第5. 承認第2号、日程第6. 議案第20号、日程第7. 議案第21号を一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、令和2年第2回臨時会に付議いたします議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回は条例案件1件、専決処分承認案件2件、予算案件2件を上程いたしております。

それでは、順次、提案理由について説明いたします。

まず、議案第19号 基山町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を受け、国民健康保険に加入している被用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われ、労務に服することができないときに療養中の生活保障として傷病手当金を支給するため、「基山町国民健康保険条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）でございます。

「地方税法施行令の一部を改正する政令」が令和2年3月31日に公布され、基礎課税額分、介護納付金課税額分に係る賦課限度額及び軽減世帯の判定方法の改正が行われたことに伴い、低所得者の国民健康保険税の負担軽減を図るとともに税財源を確保するため、「基山町国民健康保険条例」の改正が急務なため、令和2年3月31日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度基山町一般会計補正予算（第9号））でございます。

地方交付税等の交付額確定、ふるさと応援寄附金の増加及び新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策の実施等に伴い、一般会計の予算に補正が急務なため、令和2年3月31日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、議案第20号及び議案第21号は、令和2年度各会計の歳入歳出補正予算についてでございます。

議案第20号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第1号）につきましては、今回、補正予算として17億9,368万4,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は、歳入歳出とも90億2,947万4,000円となります。

補正予算の内容は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業費の増額をお願いするものです。

まず、社会福祉総務費でございます。特別定額給付金事業費の増額をお願いしております。補正額は17億5,429万1,000円の増額でございます。

次に、児童福祉総務費でございます。子育て世帯への臨時特別給付金事業費の増額をお願

いしております。補正額は2,639万3,000円の増額でございます。

次に、商工総務費でございます。中小企業者事業継続緊急支援金事業費の増額をお願いいたしております。補正額は1,250万円の増額でございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

議案第21号 令和2年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回、補正予算として84万2,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は、歳入歳出とも20億3,636万2,000円となります。

補正予算の内容は、傷病手当金補助金の増額をお願いいたしております。

以上、審議賜り、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

特に今回はコロナがあり、緊急の議会招集になりました。大変お忙しいところ申し訳ございませんけど、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、次に、担当課長の詳細説明を求めます。

議案第19号の詳細説明を求めます。吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

それでは、議案第19号 基山町国民健康保険条例の一部改正について御説明をいたします。

議案書の1ページと議案資料の1ページをお願いいたします。

議案書を中心に御説明をいたします。

この条例改正につきましては、国民健康保険に加入している被用者への傷病手当金の支給をする場合、国の財政支援を行うという国の新型コロナウイルス感染症対策本部からの発出を受けたもので、感染拡大防止に寄与するため、基山町国民健康保険事業において傷病手当金を支給し、療養中の生活保障を行うことができるよう関係条項を新たに規定するものでございます。

議案書1ページをお願いいたします。

第5条の次に3条を新たに規定いたします。

第5条の2第1項では、被用者が新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染が疑われるときは、就労ができなくなった期間につきまして傷病手当金を支給することを規定しております。

第2項では傷病手当金の額について規定しています。直近3か月の平均給与収入を就労日

数で除した金額を算出したしまして、その3分の2に相当する金額となっております。

また、1日の上限額は標準報酬月額から試算すると3万887円となります。

議案書2ページをお願いいたします。

第5条の3と第5条の4では、新型コロナウイルスに感染したり、感染が疑われる場合でも給与等の支払いを受けることができる方には傷病手当金の支給はしないと規定をしております。ただし、給与の全額を受け取ることができなかった場合には、傷病手当金を支給することで被用者の生活保障を行うことといたします。ただ、この場合、給与の支払いにつきましても事業主の責務になりますので、町が支給した金額について事業主から徴収することとしております。

施行日につきまして、公布の日から施行することとしております。

また、この改正の適用期間を、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合としておりまして、規則で定める日として、基山町国民健康保険規則に令和2年9月30日と定めることとしております。

新型コロナウイルス感染症の終息が長引くようであれば、規則改正によりまして、この9月30日を改正いたしまして、期間の延長を行うことを考えております。

説明につきましては以上になります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、承認第1号の詳細説明を求めます。吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

では、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

議案書の3ページをお願いいたします。

基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告を行い、承認を求めるものでございます。

議案書の4ページをお願いいたします。

こちら専決処分の写しでございます。条例の改正は、議会の議決事項でございますが、議会を招集していただく時間的な暇がございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行わせていただいております。

専決処分の理由でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令により国民健康保

険税の基礎課税額分、いわゆる医療分と、介護納付金課税額分に係る賦課限度額及び軽減世帯の判定方法の改正が行われまして、令和2年3月31日に公布、同年4月1日に施行されることとなりました。

このため、法令の施行に合わせて低中所得者の国民健康保険税の負担軽減を図るとともに、税財源を確保するために条例を改正することが急務でございましたので、専決処分を行わせていただいたものでございます。

議案書の5ページをお願いいたします。

こちら改正文でございます。改正条例の施行日は、令和2年4月1日でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきます。

議案資料の5ページをお願いいたします。

条例第8条第2項の改正でございますが、基礎課税額についての賦課限度額を「61万円」から「63万円」に改正するものでございます。

同条第4項の改正につきましては、介護納付金課税額についての賦課限度額を「16万円」から「17万円」に改正するものでございます。

第31条第1項は、軽減後の賦課限度額の規定でございます。

第8条の改正と同様に基礎課税額分を63万円に、介護納付金課税額分を17万円とするものでございます。

同項第2号につきましては、国保税の5割軽減の規定でございます。

5割軽減を判定する場合に、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算して判定を行ってございましたけれども、この加算する額を28万5,000円に改正するものでございます。

また、同項第3号につきましては、国保税の2割軽減の規定でございます。

2割軽減を判定する場合に、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算して判定を行ってございましたが、この加算する額を52万円に改正するものでございます。

この2号、3号の改正によりまして、国保税の軽減対象となる世帯の拡充を図るものでございます。

詳細説明は以上でございます。御審議いただきまして御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、承認第2号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

それでは、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度基山町一般会計補正予算（第9号））について説明をさせていただきます。

議案書6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、専決理由といたしましては、地方交付税等の交付額確定、ふるさと応援寄附金の増加及び新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策の実施等に伴い、一般会計の予算に補正が急務となったためでございます。

地方自治法第179条第1項に規定されておりますように、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、3月31日付で専決処分を行っており、その承認をお願いするものでございます。

議案書8ページをお願いいたします。

この補正予算につきましては、歳入歳出ともに既定の予算総額に3,362万4,000円を追加し、総額をそれぞれ87億7,661万8,000円とするものでございます。

9ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

主なものを申し上げますと、歳入につきましては、6款．地方消費税交付金に9,396万1,000円、8款．地方特例交付金に3,138万7,000円、9款．地方交付税に5,819万2,000円、16款．寄附金に3,015万円を増額し、17款．繰入金を1億8,610万円減額することで調整を図らせていただいております。

11ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款．総務費に3,000万円、3款．民生費に361万7,000円の増額などしたほか、14款．予備費を1万4,000円減額することで調整を図らせていただいております。

次に、内容につきまして事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書3ページをお願いいたします。

2款の地方譲与税につきましては、町道の延長、面積に応じ、国から地方へ譲与されるものでございます。

1 項 1 目 1 節. 地方揮発油譲与税では、101万3,000円の減額をしております。

4 ページの 2 項 1 目 1 節. 自動車重量譲与税では、328万8,000円の増額をしております。

次に、6 ページの 3 款. 利子割交付金では56万9,000円の減額、次の 7 ページの 4 款. 配当割交付金では16万6,000円の減額、8 ページの 5 款. 株式等譲渡所得割交付金では327万4,000円の減額をしております。これらは佐賀県が徴収し、各市町の県民税収入決算額に応じ交付されるものでございます。

9 ページをお願いいたします。

6 款. 地方消費税交付金では、9,396万1,000円の増額をしております。

この地方消費税交付金は、各市町の国勢調査人口と消費額に応じて交付されるものでございます。

10ページをお願いいたします。

7 款. 自動車取得税交付金（自動車税環境性能割交付金）では、135万6,000円の減額をしております。これは道路の延長、面積に応じ、県から市町へ交付されるものでございます。

11ページをお願いいたします。

8 款. 地方特例交付金では、新たに子ども・子育て支援臨時交付金として3,138万7,000円の追加をしております。これは幼児教育・保育の無償化に係る財源措置で、令和元年度限りのものでございます。

12ページをお願いいたします。

9 款. 地方交付税では、特別交付税に5,819万2,000円の増額をしております。この増額により、令和元年度の特別交付税の交付額を1億3,162万2,000円とし、普通交付税を合わせた地方交付税全体を11億2,135万8,000円とするものでございます。

14ページをお願いいたします。

13款. 国庫支出金、2 項. 国庫補助金、1 目. 民生費国庫補助金、2 節. 児童福祉費補助金に、子ども・子育て支援交付金497万6,000円、保育対策総合支援事業費補助金247万5,000円の増額をしております。ともに新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策の実施に伴うものでございます。

15ページをお願いいたします。

14款. 県支出金、2 項. 県補助金、2 目. 民生費県補助金、1 節. 社会福祉費補助金に、臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業費補助金181万円の追加、また、2 節. 児童

福祉費補助金に、教育支援体制整備事業費交付金31万5,000円の追加をしております。これらも国庫と同様に、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策の実施に伴うものでございます。

16ページをお願いいたします。

16款 1項. 寄附金、3目 1節. 総務費寄附金では、3月末までの見込みにより、ふるさと応援寄附金に3,000万円の増額をしております。

17ページをお願いいたします。

17款. 繰入金、1項. 基金繰入金、2目 1節. 財政調整基金繰入金を1億4,700万円減額、3目 1節. 公共施設整備基金繰入金を3,900万円減額するなど、財源調整を図らせていただいております。

続きまして、歳出でございます。

18ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、13目. ふるさと応援寄附基金費でございます。8節. 報償費に6,033万2,000円の減額、13節. 委託料に409万8,000円の増額、25節. 積立金に8,716万1,000円の増額などをし、寄附額と同額の3,000万円の事業費を計上しております。

こちらにつきましては、議案資料の9ページに内訳を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、19ページをお願いいたします。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、6目. 障害者福祉費、20節. 扶助費に、障害児通所給付費361万7,000円の増額をしております。新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的にした学校の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用が増加することに対応するためのものがございます。全額国費で賄われるものでございます。

24ページをお願いいたします。

14款. 予備費でございます。1万4,000円を減額し、調整を図らせていただいております。

以上で令和元年度基山町一般会計補正予算（第9号）の説明とさせていただきます。御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第20号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

続きまして、議案第20号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

議案書12ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ17億9,368万4,000円を追加し、予算総額を90億2,947万4,000円とするものでございます。

議案書13ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入につきましては、14款 国庫支出金に17億8,068万4,000円、18款 繰入金に1,300万円の増額をお願いしております。

14ページをお願いいたします。

歳出につきましては、3款 民生費に17億8,068万4,000円、7款 商工費に1,250万円、14款 予備費に50万円の増額をお願いしております。

次に、内容につきまして事項別明細書により説明をさせていただきます。

事項別明細書3ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 民生費国庫補助金、1節 社会福祉費補助金に、特別定額給付金給付事業費補助金及び同事務費補助金として、それぞれ17億4,500万円、929万1,000円の追加をお願いしております。

次に、2節 児童福祉費補助金に、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金及び同事務費補助金として、それぞれ2,300万円、339万3,000円の追加をお願いしております。

これらは国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として給付金事業を行うためのものでございます。

4ページをお願いいたします。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、2目1節 財政調整基金繰入金に1,300万円の増額をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

3款 民生費では、特別定額給付金給付事業及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の予算計上をお願いしております。

1 項. 社会福祉費、1 目. 社会福祉総務費では、1 節. 報酬から14節. 使用料及び賃借料まで想定する事務費として合計で929万1,000円の計上をお願いしております。

また、19節. 負担金補助及び交付金には、特別定額給付金として17億4,500万円の計上をお願いしております。給付額は1人当たり10万円、給付対象者数は本年4月27日時点の住基人口を基本としつつ積算をいたしております。

6 ページをお願いいたします。

2 項. 児童福祉費、1 目. 児童福祉総務費でも、1 節. 報酬から14節. 使用料及び賃借料まで想定する事務費として合計で339万3,000円の計上をお願いしております。

19節. 負担金補助及び交付金には、子育て世帯への臨時特別給付金として2,300万円の計上をお願いしております。給付額は、児童1人当たり1万円、給付対象者数を2,300人と見込んでおります。

7 ページをお願いいたします。

7 款 1 項. 商工費、1 目. 商工総務費、19節. 負担金補助及び交付金に、中小企業者事業継続緊急支援金として1,250万円の計上をお願いしております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減収となった一定の要件を満たす事業者への支援を行うためのものがございます。

8 ページをお願いいたします。

最後に、14款. 予備費でございます。今回、50万円を増額し、調整を図らせていただいております。

以上で令和2年度基山町一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（品川義則君）

詳細説明が終わりましたので、ここで10時45分まで休憩いたします。

～午前10時28分 休憩～

～午前10時45分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

議案第19号 基山町国民健康保険条例の一部改正についてに対する質疑を行います。ございませんか。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

被用者、つまり非正規雇用の方が仕事をなくしたということだろうと思います。そこに傷病手当金を支給するということだろうと思います。

○議長（品川義則君）

松石議員、明確に発言をお願いいたします。

○12番（松石信男君）

そしたら、間違っているなら説明をお願いしたいと思うんですけど、それで関連するわけですけれども、コロナ対策としてやられるわけですが、特別な理由がある者に対して国保税の徴収猶予とか減免ができるというふうになって、国としてもコロナ対策として町が免除等実施した場合はその国保税の減収分については国が全額手当とするというふうになっていると思います。そういう点で、この特別な理由としてのコロナ対策について、減免とか猶予、これについてはどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

松石議員おっしゃられました1点目の——1点目というか、冒頭に言われました仕事をなくした方ということでございましたけれども、こちらの条例改正につきましては仕事をなくしたではなくて、感染症に感染した方、また感染が疑われる方で仕事に就けなかった、お休みを取らざるを得なかったという方が対象になりますので、仕事をなくした方についてはないです。

それから、減免等とか徴収猶予の件ですけれども、こちらにつきましては、基山町のほうとしましても対応をしていくということで考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

取組的には、大変、私は緊急を要すべきだというふうに思っておりますけれども、この国民健康保険の被用者というのは、これには、例えば、給与収入とか書き方されていますけれども、実際、国民健康保険に加入されている被用者の方は、例えば、自営業だったり、または退職されて失業状態、年金生活者とか、低所得者の方が多いんですね。そうすると、

単純に給与収入の合計金額というふうな基礎算定の金額の算出がしにくいんですね。

例えば、農業の方、これは年間トータルして幾らという所得の計算になるんですね。ところが、直近の3か月間でとなってくると、これは出せないですね。だから、もう少し具体的に、例えば、農業、林業の従事者についてはこのような算定方法を用いますよとかいうを出してもらわなければ、私たちはこれを見ても町民の方には説明できませんけれども、こういうふうな自営業者の取扱いについてはどのようになっていますか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

こちらの今回の改正につきましては、自営業の方とか年金生活者の方、そういった方は対象にはなっておりません。あくまでも事業主に雇われて雇用されている、給与を受けているという方が対象になっておりまして、そういった自営業の方、農業の方が対象になっていないかといいますと、やはり議員が先ほどおっしゃられましたとおり、給与面での毎月の収入というのがばらばらになっておりますので、算出がともしにくいということで、今回の国の制度の傷病手当金の対象からは外れるというか、対象にはなっておりません。ですので、事業主の方に雇われている方につきましては、あくまでも毎月の給与が出ますので、直近3か月の給与分のいわゆる日当というのを計算いたしまして、それにつきましてお休みを取らざるを得なかった期間についての傷病手当金ということでお支払いをするものでございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

そうすると、問題は、給与所得者にしても自営業者にしても、生活をしていかなければならないと。その生活をしていくために、この新型コロナによる被害については保険条例を改正しながら支援もしていきますよという中身からすると、不十分な面が出てくるんじゃないかなと。給与所得というのは、それは議案第21号に出ていますけれども、金額的には八十数万円ですね。そういうことは、それぐらいの対象者しか今回の場合カウントしていないと。

しかし、基山町の国民健康保険に入っている方で対象者が三千何百人でしたか、ちょっと正確な数字を持ってきていませんけど、それからすると、あまりにもこれだけでは不十分と

というのがありますがけれども、国民健康保険に加入されている方で新型コロナに感染、または感染疑いのある状況の中では、こういう条例の中身に沿ったような形で基山町としての支援策とかいうのは何かあるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

今回の国民健康保険条例の改正につきましては、あくまでも新型コロナウイルスに感染をした、また、感染の疑われる方がお仕事に就けなかった期間ということでの傷病手当金になりますので、雇われているところの事業が新型コロナウイルスの影響で少し規模が縮小になって休みを取らざるを得なくなったという方は、それは対象外になりますので、そこら辺については、こちらの国民健康保険条例の改正の部分とはまた違ったところになると考えております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

一番最後の5条の4の第2項、傷病手当金を基山町が町費内で、国の調整交付金から来ますから、直接の国民健康保険税と関係ないですが、これは傷病手当金を支払ったら、その分は雇用主というか、事業所の事業主から徴収するという規定がありますね。現実的に働いていないからやらなかった分を町が傷病手当金で払うから、その分は事業主が払いなさいと。この辺、法の趣旨というか、基山町単独でこういうのを入れているのか、国の通達というか、傷病手当金に関することについて、この辺の傷病手当金を84万円払った、しかし町が損した部分については国から調整交付金がある。また、払った分は事業主からもらいますよという規定がありますね。この規定との相関というか、コロナウイルスで被災したのは、事業主も被災したと思うんですよね。働いていないから給料も払われなかったと。その分について、町が傷病手当金で払ったなら、町が払った分は事業主からまた徴収しますよと。どうもその辺の考え方が、ちょっと私理解がそんなないけど、町は国から払った分は調整交付金でもらわれると。その分をまた事業主に請求すると。この規定の根拠なり、国の考え方なり、町の考え方を教えてください。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

今回の条例改正につきましては、健康保険法の規定については、社会保険では法定給付となっておりますので、現在、社会保険のほうでは傷病手当金というのは法適用で適用となっております。今回の条例改正につきましては、健康保険法の規定と合わせた規定を行っております。その84万2,000円の傷病手当金を町のほうでお支払いするというのは、お休みになった期間について、全く事業主のほうから給与が支払われない場合というのが該当します。それが第5条の2で規定している部分になります。

第5条の3、第5条の4につきましては、事業主が、いや給与をお支払いしますと、例えば、固定給というか、そういった場合で給与をお支払いしますと言っているにもかかわらずお支払いがされなかったというとき、そういうときは傷病手当金の支給は行わない。ただ、全く傷病手当金が支払われないと被用者の生活に影響がございますので、その分につきましては、町のほうでまず立替えをお支払いしますということで規定をしております。ただ、立て替えた分につきましては事業主でお支払いの責務がございますので、それにつきましては町のほうから事業主のほうに徴収をさせていただきますという規定でございます。

ですので、第5条の2のほうでお支払いする傷病手当金につきましては、100%国の特別交付金のほうで財政支援が行われるものでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

現実的にはこういう手当てを支給しないほうが一番いいと思うし、基山町においても、現在の滞納者が何名かしかいらっしやらないと思います。それで、この附則の規定、この条例、第5条から第5条の2、5条の3、5条の4は、公布の日から施行すると書いてあるですね。それで、改正後の第5条の2から第5条の4までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から9月30日までというふうな規定になっていますけど、この法務事務の関係、小さなことかもしれませんが、この条例は、公布の日から施行し、傷病手当金の支給を始める2月1日からということで、改正後の第5条の2から第5条の4は削除すべきじゃないですか、これは関係ないんじゃないですか。この分だけしかないでしょう。全部の条例改正の適用を2月1日から9月30日までするという附則の規定でしょう。

○議長（品川義則君）

1月1日です。

○10番（鳥飼勝美君）

1月1日か。だから、この10条ぐらいあるとの中の2条か3条かを適用を別途にする場合はこういう規定が要るけど、この附則においては公布の日から施行し、傷病手当金の支給を始める月が令和2年1月1日から、これで間違いじゃないですけど、あえて第5条の2から5条の4までをここに規定する必要はないと。改正上、全部のを1月1日から9月30日まで規則の定める日までと、それでいいんじゃないですか。あえてこの第5条の2から5条の4までの規定はというのを入れる必要はないんじゃないですか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

議員おっしゃいますように、全部の規定につきまして、遡及適用といいますか、傷病手当金を支給する日を定める日についての適用日を書いているもので、こちらとしましては少し分かりやすくお書きしたつもりであったところもございますので、今後はそういったところにつきましては注意していきたいとは思っております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

私も関連でその同じところで、議案資料の1ページの3、施行日、こっちのほうにも公布の日で、鳥飼議員がおっしゃったようなことで文章がこういう形になっています。こちらのほうには、令和2年9月30日までの間に属する場合に適用するという文言が入っていますが、その辺の統一性というのはお考えにならなかったのでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

議案書の附則につきましては、一応規則で定める日とさせていただいております、実際は基山町の国民健康保険規則のほうに条例の規則で定める日というのを定めるようにしております。こちらの議案資料につきましては、こちらのほうも合わせたほうがよかったです。

けど、少し分かりやすくという意味を込めて、実際に9月30日ということで、本日こちらの条例の可決が行われましたら、同時に規則のほうも公布をするように考えておりましたので、議案資料の1ページのほうにつきましては分かりやすくという意味で9月30日というふうに書かせていただいていたものでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

こっちの議案についても、附則というのは今後また改正される、その都度内容を変更する場合もあるでしょうから、その辺を分かりやすく書いていただくというのも一つのお考えじゃないかなと思います。今後、その辺を御検討いただければと思います。要望です。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

1つ確認ですけれども、先ほど私の質問で被用者でコロナに感染した人に対する傷病手当金だということでしたが、ちょっと確認したいんですけれども、そもそも国保には傷病手当金というのはないですよね。今回は例外というわけじゃないでしょうけれども、国保でも傷病手当金として出しますよと、コロナでというふうに考えていいんでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

現在、国民健康保険のほうでは傷病手当金を定めている市町はございません。ただ、国からの発出によって、国保の被用者の方につきましても傷病手当金の支給を行うことで新型コロナウイルス感染症の拡大防止につながり、また、被用者の方が住みやすい環境を整備することができるよとということ、市町のほうにそういった規定を検討するよとということ、出されたものでございます。

議案資料の1ページの中ほど、1のところ、傷病手当金の制度概要という記載をしておりますけれども、国民健康保険制度では、国民健康保険法の第58条の第2項に、市町村の条例に定めることによりまして傷病手当金を支給することができるという規定がございます。その規定に基づいて、こちらの規定で、傷病手当金は国民健康保険法では任意給付というふう

になっておりますので、この条例に定めることによって、今回支給をすることができるようにするものでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

すみません、1点だけちょっと確認です。

今回の給付に関しては、対象者が感染症に感染した者、あるいは発熱等の症状があり感染が疑われる者というふうになっています。感染者はPCR検査で陽性が出るということで、明確な症状が出ていますけれども、発熱等の症状があり感染が疑われる者ということで、今回この給付対象になって、結果的にこれが感染ではなかったという場合、これは返還する必要があるんですか、その辺はどういう判断になるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

こちらの対象者につきましては、感染した者、または症状、疑いがあるということで対象になっております。

実際、感染した者というところでは、医療機関を受診しまして、お医者さんからの診断書等で確認はできるかと思えます。ただ、感染が疑われる者、こちらの方につきましては医療機関に行っていなくても対象になります。それにつきましては事業主が、疑いがあるってこの期間お休みされましたということで、証明というか、そういったのを添付していただくことで傷病手当金の支給対象者ということで判断をすることになりますので、対象者をなるべく広く取るようにということで国からの要望といいますか——が出ておりますので、そういった疑いのある方につきましては、お休みを取らざるを得なくなった方につきましても対象となるということで、傷病手当金をお支払いいたしますし、国の財政支援についてもあるということで考えております。（発言する者あり）

○議長（品川義則君）

発言されるならば、挙手をしていただけますか。（発言する者あり）では、3回終わったでしょう。ですから、発言は控えていただければと思うんです。（「いや、回答が、もらってなかったんで。結果、コロナじゃなかった場合でもそういう返還の必要がないかという

ことを聞いている」と呼ぶ者あり)

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

コロナウイルスだったという医療機関とかの診断書がなかった場合でも事業主の証明書で大丈夫ですので、その疑いということで判断しますので、対象になると考えております。

○議長（品川義則君）

ほかに。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

まず、今回のこの改正によっては、改正は国からの財政支援があるということですよ。それで、説明の中で9月30日までに、万が一それ以降も発生したり、そういうことで休まれる場合は期間延長も考えているというふうな御説明がありましたよね。そこら辺はあくまでも町単独でするものでしょうか、それとも国からのそういう指示があつてからの延長になるのでしょうかね。それが1点。

議案資料の1ページ、説明書の中の(4)の適用期間が1月1日から9月30の間ですが、ただし、入院継続が必要な場合は最長1年6か月まで延ばすことができるというふうなことだろうと思いますが、この入院継続が必要な場合ももちろん9月30日以降でも傷病手当金は出るのでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

1点目につきましては、国の通知のほうで今9月30日までということで出ております。期間が延長されるということであれば、また国のほうから期間延長についてということで指示が——指示というか、検討をということで来ると思いますので、それにつきましては国のほうに合わせて期間の延長等を行っていきたいと考えております。

また、2点目につきまして、資料1の(4)の入院等が継続する場合につきましても、健康保険と同様に傷病手当金の対象になると考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第19号に対する質疑を終結します。

次に、議案第19号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第19号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第19号は可決されました。

次に、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）に対する質疑を行います。ございませんか。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

1つ、ちょっと説明してください。

課税限度額が今回引上げということで、3万円ほど上がるようでございます。資料の4ページですね。としますと、現在の課税限度額と、それから、この改正による課税限度額、幾らになるということをお願いします。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

改正前の基礎課税額医療保険分が61万円、後期高齢者支援金分が19万円、介護保険分が16万円で、合計96万円になっておりますけれども、改正後は、基礎課税額医療保険分が63万円となり2万円の増額、また、後期高齢者支援金分は変更ございませんで、19万円、介護保険分が17万円となりまして1万円の増額、合計で99万円となっております。

○議長（品川義則君）

ほかに。重松議員。

○9番（重松一徳君）

私が議員になったとき、平成19年当時、この医療費分と後期高齢、介護分、合わせた最高

限度額が六十数万円だったんですね。そして、その後、平成20年になって73万円ぐらいまで行って、そして、とうとう平成26年のときに80万円を超えた。そのときに議会は、あまりにもこれは高過ぎるんじゃないかという形で専決処分を不承認にしたんですね。それは御存じだろうというふうに思います。そういうふうに国民健康保険の、特にこの最高限度額を上げるということに対してはあまりにも性急過ぎるんじゃないかと。今回、もう99万円まで来ると。来年度は100万円を超えるんだというところまで最高限度額が来たんですね。

そして、あるとき、これは審査の中で最高限度額は一体どこまで上がるのかと、うなぎ登りで際限なく上がるのかという形で言ったときには、協会けんぽとか、いろんな関係、ほかのところとの整合性を見ながら110万円ぐらいまで行くんじゃないのかというふうな言われ方をしたのも私は覚えています。そうすると、まだまだこれは上がっていくというふうになるんだろうと思うんですね。しかし、私たち議会は、いや、もうあまりにも、80万円台でも高過ぎたんだというのが、99万円までいくと、これはやっぱり行政として国に対して限度額を超えているんだというふうなことを議会としても言うべきではないのかというふうにも思いますけれども、行政としても、この国保の分についてはあまりにも高過ぎるというものを言うべきだというふうに私は思っています。

それから、所得はあくまでも去年の所得に応じて今年の保険料が決まるんですね。今言うように、新型コロナの関係で所得が激減したとか、それこそ所得がゼロになったと、収入がゼロになったという方に対しても、去年の部分の所得に応じて来ますから、そうすると、そこまで考えたときに、もう納め切れないという方もいっぱい出てくる可能性があるというところで、先ほど松石議員も言われているように、どのようにしていくのかというのがあろうかと思いますが、この辺を総合的に考えて国保の運営をしていくべきだというふうに思います。議案の中身とは若干かけ離れた部分もありますけれども、今年のを払い切らないと、特に80万円、90万円超えるという方に対しては、どうしていくのかという相談とかがあった場合は、この猶予とかいうのはどのように取扱いをしていくのか、これについて説明をお願いします。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

昨年の所得から著しく本年の所得のほうが下がった方への対応ということで、まず1点は、

徴収の猶予、要するに今回の特例措置等も含めたところで1年間納期限のほうを猶予させて、そして、今後納付計画等を立てながら納付のほうをお願いしていくような形でいくと。

もう一点が、国保税の減免措置関係ですね。これについて、適切な措置を図ると。これについては、先ほど松石信男議員のほうで御発言等されましたけれども、減免措置の特例措置のほうがございますので、この分について被保険者の方のほうに十分説明をして、減免措置が受けられるような形で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

ぜひそこはしていただきたいという中身と、もう一つは、99万円という限度額まで上がりますけれども、これに該当する方が何人いらっしゃるのかということと、今回、5割、2割の軽減も、これは今日までずっとセットになってきたんですね。最高限度額を上げるということ、低所得者に対しての手厚い保障も軽減もしていくというのがセットになってきたものだから、なかなか私たちも反対し切れないという部分もあるんですけれども、こういう5割、2割の軽減に何人ぐらいの方が該当するのかについて説明ください。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

改正後に賦課限度額の超過世帯となる世帯につきまして、直近で41世帯、被保険者数で約100名が対象になります。また、5割軽減世帯につきましては、改正後で367世帯、663名の方が対象になっております。また、2割軽減世帯につきましては261世帯、485名の方が対象になっております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、承認——鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

99万円、もう天井知らずというか、どこまで知らんけど、国保の社会保険等の関係で、

課長は、最高限度額は幾らまで行くと考えてありますか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

佐賀県の協会けんぽの保険料のほうをちょっと調べましたところ、限度額は104万円ということで、もう100万円を超えております。国のほうの考えといたしましては、この限度額の世帯の——限度額世帯というか、世帯の割合が被保険者の0.5%から1.5%ぐらいに合わせるのが妥当だという考えを持っているということで、現在国のほうの試算によりますと、今回の改正によりまして、国保の限度額の超過世帯が1.68%ということで試算をされております。ですので、1.5%になるというか——目標になるということであれば、やはり99万円からもう少し上がっていくのではないかと。私は情勢がどう変わるか分かりませんが、そういったところで99万円よりも少し上がっていく可能性が高いというふうには思っております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、承認第1号に対する質疑を終結します。

次に、承認第1号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

承認第1号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

賛成多数と認めます。よって、承認第1号は承認と決しました。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度基山町一般会計補正予算（第9号））に対する質疑を行います。

議案書の6ページをお開きください。ありませんか。天本議員。

○2番（天本 勉君）

資料の8ページで、基金の状況表がありますけれども、基金状況、財調が6,773万6,000円の減、減債基金が1,296万9,000円の減、公共施設が3,327万2,000円の減、ふるさと応援寄附基金は1億9,500万円の増で、総合計が3,745万2,000円の増になっております。本当にいいことだと思います。

それで、この中で12ページとも関連しますけれども、減債基金が1,300万円取り崩して、あと残りが98万4,000円。それと、下水道基金が4,912万3,000円の取崩しで、あとまた下水道基金は令和2年度でも取り崩しがあっております。そういう中で、この下水道基金と減債基金の今後の見通しをお尋ねいたします。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

私のほうから一般会計の減債基金についての見通しでお答えさせていただきます。

今のところ、繰上償還等の案件も考えておりませんし、予定もございませんので、積み立てるという予定は今のところはございません。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

下水道に関しましてお答えをいたします。

下水道につきましては、令和2年度、今年度におきまして経営の見直し等、宝満川流域に替わったという点がございますので、そういった見直しの検討を行うようにしておりますので、そういった中で使用料の適正化等を含めまして収入の安定を図るように検討を今年度行うようにしております。

基金につきましては、あくまでもそういった余剰に対しての基金になってまいりと思っておりますので、今年度、令和2年度の中で令和3年度以降の事業費を検討してまいりますので、全体的な中で収入の安定を図る方策を検討していきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8 ページ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9 ページ、第1 表、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11 ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。

3 ページをお開きください。

歳入、2 款、地方譲与税。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4 ページ、2 款2 項1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2 款4 項1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3 款1 項1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6款1項1目。重松議員。

○9番（重松一徳君）

ちょっと私も分からないので伺いますけれども、地方税の交付金の関係で一般財源と社会保障財源と分けてされている部分で、この社会保障財源というのは8%から10%に上がった2%分なのか、ちょっと私分かりませんので、この説明をお願いします。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

この分は消費税が5%から8%に上がったときからできている枠組みとといいますか、そういう形ですので、昨年8%から10%に上がった分というのは、これが実際、地方への配分で影響が出てくるのは少しタイムラグがありますので、令和元年度については、その分はほぼないというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7款1項1目。10ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款2項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

16款1項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

17款1項2目、3目、10目。17ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出に入ります。

2款1項5目、13目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款1項6目。重松議員。

○9番（重松一徳君）

少し全般的なこともここに入るのかなと思いますけれども、歳入で新型コロナの関係で国から来た部分がある中で、この3款1項6目が障害児通所、これはデイサービスが、学校が、休業の関係、開かなきゃならないという関係で入った部分ありますね。

国からの新型コロナに関しての歳入の部分は金額的には合わないんじゃないかなと、ほかにもあるかなと思ったら、ほかはないですね。国からの歳入の部分で、結局使い切らずになっているんじゃないのかという気がしますけれども、この辺はどうなっていますか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

歳入の国庫支出金と県支出金、ページでいくと14ページ、15ページ、こちらにつきましては基山町への配分枠といたしますか、上限枠いっぱい交付申請を担当課のほうでもらって、その分の決定を受けております。

歳出につきましては、3月いっぱいまでに購入、支払いが終了するものしか対象にならないという条件がございましたので、その分については早急に発注する必要がございましたから、予備費充用で歳出は手当てをさせていただいております。もちろん、資材不足といたしますか、欲しくても買えない状況がございますので、実際はここに歳入に上げているしこは使い切っておりません。一応目いっぱい申請をしていただけるものはいただいて、買えるものは買って、でも、実際余りますので、この分については令和2年度で返還をしていくという形になります。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

20ページ、3款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6款2項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、承認第2号に対する質疑を終結します。

次に、承認第2号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

承認第2号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、承認第2号は承認と決しました。

次に、議案第20号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第1号）に対する質疑を行います。

議案書の12ページをお開きください。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13ページ、第1表、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入、14款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

18款1項2目。重松議員。

○9番（重松一徳君）

いや、3ページの関係。

○議長（品川義則君）

戻ってください。3ページです。

○9番（重松一徳君）

ここで少しこの定額給付の関係、そして子育て世帯の関係、これは新規事業で事業説明書がありますので、これについて少し説明ください。それを受けてから質問したほうが分かると思いますので、お願いいたします。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

それでは、事項別の3ページ、14款2項1目1節の特別定額給付金給付事業につきまして御説明をいたします。

議案資料の14ページをお開きください。

事業名で、特別定額給付金給付事業としております。国の財政支援、全て補助金で賄われますので、事業主体は国としております。事業対象といたしましては、町民全体としているところでございます。

事業計画につきまして、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におきまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要があるとされておりまして、医療現場をはじめといたしまして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連携して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならないと示されたため、このため感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う特別定額給付金を支給するものでございます。

給付の対象者といたしましては、基準日が令和2年4月27日となっております、その時点で本町の住民基本台帳に記録されている方が対象となっております。ただし、配偶者からの暴力、DV被害を理由に本町に避難されておりまして、配偶者と生計を別にされている方

とその同伴者につきましては、住民票を移されていない方につきましても一定の要件を満たしたところで、その旨申出をされた場合には給付対象となっております。給付額につきましては、1人当たり10万円となっております。また、受給権者につきましては、世帯の世帯主のほうで申請をいただくことになっております。

申請方法といたしましては2つございまして、郵送による申請と、マイナンバーカードをお持ちの方につきましてはオンライン申請ができることになっております。

オンライン申請につきましては、本日5月1日からスタートしておりまして、マイナポータルという総務省のマイナンバーのログインのページがありますので、そちらのほうからアクセスいたしまして、必要な事項を入力いたしまして登録をしていただくこととなります。

郵送申請方式につきましては、今回の議案で御可決いただきましたところで、連休明けの5月7日の郵送開始を予定しているところでございます。

また、申請期限につきましては、郵送申請方式の給付申請受付開始日から3か月以内の日ということでございまして、現在は8月11日を申請の受付期限ということで考えているところでございます。

給付の方法といたしましては、申請者本人名義の銀行口座への振込を基本ということで考えているところでございます。

歳入の項目につきましては、特別定額給付金給付事業費といたしまして17億4,500万円、それに係る事務費といたしまして929万1,000円。

歳出の項目といたしまして、会計年度任用職員報酬としまして202万2,000円、時間外勤務手当373万1,000円、それから、そのほか社会保険料、会計年度任用職員費用弁償、消耗品費、燃料費、あと通信運搬費、口座振込手数料といたしまして296万円、あとはプリンター等の機械借上料、また、申請率といいますか、申請をされる方の状況に応じて公民館等での申請受付も考えているところでございますので、そういったところをするときは施設の借上料ということで公民館の借り上げを考えているところでございます。また、特別定額給付金ということで17億4,500万円の計上をさせていただいておるところでございます。

特別定額給付金の給付事業につきましても説明は以上でございます。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

続きまして、子育て世帯の臨時特別給付金事業について御説明をいたします。

こちらについても事業主体については国というふうに記載をさせていただいております。

対象の子どもについては、平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれたお子さんに対して1万円の給付を行います。ですので、3月31日時点で中学校3年生までのお子さんについて給付の対象となります。こちらについて説明をいたします。

こちらにも新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組の一つとして行われます。低所得者層に限定せず、中間所得者層も含めて児童手当受給者世帯に臨時特別の一時金のほうを給付いたします。給付額は、対象児童1人につき1万円でございます。実施主体は、令和2年3月31日時点の居住市町村となりますので、4月以降転出された方についても基山町のほうが実施主体となります。

それから、児童手当の本則給付のみとなりますので、特例給付の方、所得が一定以上、収入が一定以上の方については対象外となります。

こちらについての受給方法なんですけれども、こちらについては、申請の必要はございません。6月児童手当給付時に相当額の給付を行うというふうにしております。ですけれども、5月20日前後に一回通知のほうを送らせていただきます。それで受給を拒否される方の申出があった場合については、5月いっぱいには申出を行っていただいて給付を取りやめるということになるかと思っております。

今回1つ違う点がございまして、居住市町村について、公務員分も支給をいたします。公務員分というのは、通常、所属長のほうが支給をしておりますので、数字のほうはきちんと把握をしておりますが、実際は所属長のほうが証明書、それから申請書のほうを作成いたしまして、市町村のほうに申請を行って給付を行うということになりますので、公務員分についてだけは窓口の申請が必ず必要になってくるということになります。ですので、公務員分については随時申請を受け付けして、随時給付という形になるかと思っております。

予算については10分の10でございます。子育て世帯特別給付金補助事業費、歳入のほう、2,300万円を予定しております。こちらについて公務員分も想定をしておりますけれども、通常、事業者が2,000人程度、それから、公務員分は300人程度と想定をして記載をさせていただいております。それから、事務費相当分として339万3,000円を上げさせていただきまして、合計で2,639万3,000円と総額をさせていただいております。

説明については以上でございます。

○議長（品川義則君）

御質問ございませんか。中村議員。

○1番（中村絵理君）

1つ教えていただきたいんですが、これから先、児童福祉費補助金の件については分かったんですけども、社会福祉費補助金の1,745万円の、要は町民に手渡るまでの具体的なこの町のスケジュール……（発言する者あり）すみません、17億4,500万円です。これが町民に手渡る、一律10万円ですね。これ結構、町なかで一体いつ来るとやろうかという御相談をいろいろ受けるので、具体的な基山町のスケジュールを、最短でどのくらいで町民の手に渡するのか、ほかの自治体なんかはもう受け付けを始めて渡しているところもあるので、基山町の今後の具体的なスケジュールが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

特別定額給付金のスケジュールということで、マイナンバーをお持ちの方のオンライン方式の申請につきましては、本日5月1日から申請自体はできるような状況になっております。そして、郵便での申請書の送付を考えておりますけれども、そちらにつきましては5月7日に郵便局への持ち込みを考えておまして、それから順次、郵便局のほうで送付をされまして、大体翌週の5月15日金曜日には全世帯のほうに申請書の郵便が届くのではないかと考えております。

支払いにつきましてはですけども、マイナンバー申請の方につきましては、やはり総務省のほうとしましてもマイナンバーでの申請がより簡単にできるということで、早めの支払いが可能になるのではないかとということもありますので、早ければ、どこかの時点で日にちの区切りということをもちまして、5月15日の支払いを考えているところでございます。

また、郵送での申請につきましても5月20日に1回目というか、郵送申請につきましては考えているところでございます。以降、5月27日に支払いを行いまして、その後、毎週水曜日、週1回程度の支払いができればと考えております。大体、役場のほうにそういった郵送につきましては、申請書が到着して10日から2週間程度で随時支払いの事務が行われていくようなスケジュールで考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかに。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

特別定額給付金関係、幾つかあるんですけども、14ページの事業説明書で事務費として929万円と来ております。どの課が担当するのか、大変な作業量だと思います。そこに会計年度任用職員、任用するんだということで、これは何人雇用して、どの課が具体的にその仕事に当たるということになるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

主の担当としましては、福祉課のほうで行うようにしております。また、会計年度任用職員ということで4人ほど職員を配置するように考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それで、報道で、いつ支給されるのかという関心とともに、本当に全国民に一人残らず行き渡るだろうかという心配がされているわけですね。もうこれは御存じだろうと。

特に、DVを受けた方、虐待、表現は悪いですけども、家から逃げ出すというか、別居されていると、行き先が、どこにいるか分からんと。こういう人たちにも漏れなく支給することが非常に大事なわけですが、これについては国としてもいろいろ考えられているようですが、その人たちが受け取られるような対策というか、具体的にどのようにお考えですか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

DV被害者の方、例えば、他の市町に住民票がございますけれども、住民票を移さずに基山町のほうに避難されている方がいらっしゃるとすれば、その方につきましては申出期間が4月27日から4月30日、昨日まででしたけれども、町のほうに申出をしていただくことで、県を通じて市町間の連絡をいたしまして、他の市町のほうの住民票があるところでは支給は行わずに、基山町のほうから支給をするという手続を行うということで、市町間の連携をき

ちっと行うようにということで制度上の仕組みはなっております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

私、課題は、これは世帯主になっているわけですよね。ですから、その世帯主が、表現は悪いですけど、独り占めにすると。DV被害者の方たちが載っているわけですから、しかし、現実はその家にいない、もしくは家にいてもいろんな虐待を受けているわけですから、もらえないということもあり得るわけなんですよね。そういう場合はどのようにするのか、直接受け取れると、子どもとか奥さんが、これをするのが非常に大切だろうと思うわけですね。それについてはどのようにお考えですか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

別世帯ということで、現実にお住まいということでしたら、医療保険が別になっているというような条件がありまして、また、警察等への被害が出されているという一定の条件を満たしている方につきましては、そういった住民票はないけれども、お住まいの市町のほうで届けることによりましてお支払いは可能になります。ただ、そういった警察等への相談も行われていない、例えば、単なる夫婦げんかとか、世帯間の仲が悪いからといった理由では別での支給というのはできない制度となっておりますので、そういった個別案件を行っていくことで、全体の支給手続の遅れにもつながっていくことだと思いますので、国のほうとしましては、そういった分につきましては、基本的には世帯主が受給権者となりますので、世帯主のほうに支給を行っていくという形で考えられております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それはそやんなつとると、世帯主の口座に——世帯主の口座とは限らんでしょうけれども、世帯主になつとるわけですけども、やはり、さっき夫婦げんかとかいろいろ言われましたけれども、虐待を受けている子どもとか、それから、奥さんとかがもらえないということはあつてはならないと、世帯主が独り占めするということがあつてはならない。だから、その

辺を直接本人がもらえるような工夫をぜひ検討していただきたいと思います。いや、制度にないからと、なっていないからだということじゃなくて、それは非常に大切だと思うんですよ。（発言する者あり）何かあれば言ってください。

そして、最後の質問ですけれども、税務課長のほうに聞くんですが、各種税金を滞納されている方、町民税等ですね——についても、これは支給になるわけですよね。ところが、税金を滞納しているから申請しにくいということはあってはならないと。分かりますかね。税金を滞納しているので申請しにくいと。だから、税金を滞納しとっても支給できますよという周知というのが必要だと思うんですよ。その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

今回の定額給付金関係については、児童手当とかと同じような形での給付金、差押えとか、そういったものができないような制度になっております。ですので、滞納されている方、そういった方についても周知のほうは努めていきたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

今、議論されていますけれども、特別定額給付金の申請の分ですね、先ほどから周知をするということなんですけど、具体的にどういうふうな周知の仕方をするのか、ここで書いているのは広報等によりとありますけれども、具体的にお願いします。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

周知の方法といたしましては、本日、本議案を御可決いただきましたら、すぐにホームページのほうでこちらの申請の手続方法等につきましての記事をアップするように予定しております。そして、各世帯については、申請書を実際送付することで全世帯への周知は行われるものと考えております。また、5月15日号の広報で組合回覧を行いながら、6月1日、6月15日号の、例えば、広報の記事等で定額給付金の申請はお済みですかというような記事の掲載を考えておるところでございます。

また、7月の下旬頃に未申請者の方に対して再通知という形でまだお済みでない方に送付をすることも考えております。また、申請の状況に応じて、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、7月の下旬頃に公民館の借用等ができるようであれば、公民館のほうで申請を受け付けるというような状況も考えているところでございます。

そして、8月11日が最終期限になっておりますので、8月の下旬にまた再度、未申請者の方につきましては通知を送るというようなことも考えまして、該当の方が漏れなくこちらの給付金について申請を行い、支給ができるような形を取っていくことができるように考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

そこで、先ほどからも議論になっていきますけれども、DV等々で生計を別にする方、本当に生活に困窮してくるだろうと想定される方に受給権者でないということで行き渡らない部分があってはいけないというのが私も同じ考えなんですけど、これも国会で相当議論されて予算化されてきているものですから、そこは十分配慮した形にしなければならぬと思うんですが、例えば、郵送申請方式等の書類、各戸に配布されると思うんですが、その旨の文書ですか、要するに申立て——申立てというか、私どもはちょっと別居しておりますけど、こういったことでこちらで生活を主にしていますということをやることが周知できる形をもう少し増やさないと、そこを見逃してしまうと実際には受給権者のほうに行ってしまうということになりますので、そこら辺については特別に何か手だてをするような考えはございませんか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

そういったDV被害者の方への周知ということで、町のホームページのほうで申出期間につきましては記事を掲載していたところでございます。また、その申出期間を過ぎましても随時そういった申出があるということでは、受付は可能になっておりますので、そういったところは本日、基山町のホームページのほうでアップする予定の記事のところにも、申請についてのパンフレットというようなものが総務省が出しているものなんですけれども、それ

について掲載するようにはしておりますので、そういったところで周知のほうは図っていきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

ホームページを皆さんが見ればいいんですけど、また若い世代の奥様方になってくるからかなり関心があって見てはくれると思うんですけども、もし見落として、その申請の状況に話が伝わっていなかった場合、別居している方、受給権者のほうに行ってしまったというようなことになりはしないかなというのを懸念するわけですけども、実際に多く目につくと思われる申請の場所ですね。この件は役所としても前もって理解しているということは非常に難しいことだろうと思うんです。ということは、やはり自発的にその情報が伝わらないとそういうことになってしまうということで、そういうことがありますよということを数多く知れる形ですね。いろんなことでもいいです、公民館での——今公民館の活動も自粛していますから、ほとんどそこら辺が難しいかなと。回覧板等々で、やはり数多く目につく形で持っていないと、ここを見逃すんじゃないかなとちょっと思いますので、そこら辺は配慮をお願いしたいと思います。要望です。

○議長（品川義則君）

答弁はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに。末次議員。

○5番（末次 明君）

今のにも関連いたしますけど、やっぱり一人残らず意思表示が確認できるというのが大事かと思うんですけども、今の吉田課長の回答ですと、1回郵送して、また7月に再送して、8月に最終的にまた郵送ということで、郵送だけを3回しても、やっぱりそれで対応できない方、例えば、独り暮らしの方で入院中の方とか、別の病院に町外の病院に入院したりとか、そういう方、身内の方ができるだけ対応されるでしょうけど、やっぱりそれでも意思表示ができない方のためには、場合によっては電話とか、あるいは民生委員の方にお手数とかかけるかと思うんですが、訪問というのも難しいかと思えますけど、何らかの対応はしていただかなくちゃいけないと思うんですが、その辺は、ただ単にやっぱり郵送だけなんですか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

郵送につきましては、一応未申請者の方ということに送るようには予定しております。ただ、当初の段階で早い段階で区長や民生委員の方にそういった声かけを——声かけというか、申請書届いていませんかというような声かけにつきましても依頼をしていきたいということは考えております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

それとあと、松田町長にお聞きしたいんですけども、この特別定額給付金事業と子育て世帯の臨時給付金事業につきましては、歳出の部分で時間外勤務手当というのがそれぞれ出されております。私が一番心配するのは、今現在、医療従事者の方、あるいは生活物資を販売している方、非常に御苦勞をかけていますけれども、それと同じぐらいに基山町の職員の皆様には非常に気苦勞もかけていると思いますが、時間外で手当を出せばいいという問題ではないと思いますが、そのあたりで町長は、ある程度、このコロナウイルスに町の職員がかからないという観点から、何らかの、もう何時までしか時間外はしないと、分けてするかいう、そういう具体的な指示はされているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まずは、こういう給付金はできるだけ早くという話と今おっしゃったような職員のケアの両方を両立させなければいけないという問題になっております。特に、職員の場合、役場の密度というか、なるだけ職員の数は少ないほうがいいというふうに認識しておりますので、今回、連休期間も役場を一部開けさせていただきますので、そのときに出勤して作業する人間と、連休後にその人たちは休むという形で、両方の密度を下げるというふうな、そういう計画を立てております。

加えて、連休中に出勤することによって、先ほどの給付金、7日に第1発目を全部発送するというのも、連休中にそういう作業をするからでございますので、7,000世帯に全部に送り込むというのはなかなか大変な作業でございますので、そのあたりも含めて、今おっしゃっ

た職員の健康と、加えて、一方では町民の皆さんから一日でも早くという御希望が強いと思いますので、それを両方達成できるように頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

ほかに。河野議員。

○8番（河野保久君）

もう一つ気がかりになっているのが、僕は高齢者の独り住まいの方、いわゆる申請するにしても、お年寄りで、家族と一緒に住んでおられる方は世帯主が息子さんであったりなんかだったら、その方が申請したりなんかしてできるんだろうけど、かなり体が不自由な方で独り住まいの方もおられるだろうし、そういうような方へのケアは何か考えられているんですか。そういう方こそ、こういう給付金とか、そういうものは非常に必要なものじゃないかなと思うので、そういう人に対する心遣いというのが非常に行政としては大切なことではないかと僕は思っているんですが、その辺について、何か対策等お考えになっていますでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

これは福祉課に答えさせるのは非常に酷だというふうに思いますので。

おっしゃったような独り暮らしとか、そういう書類に弱い方みたいな方たちについてのフォローは考えていかなければいけないと思います。ただ、前半戦で議論があっていたDV等、特に外に出ている人、よそから基山に来ている人は基山で広報すればどうにかなるんですけど、基山から外に出ているのはどこに出ているかも分からなかったりしますので、広報しようがないんです。だから、その部分が難しいというのは皆さんも御理解いただいて、ただ、今、河野議員から御指摘のあった、特に独り暮らしのそういう書類を書くのに弱いような方々、先ほど言いましたように、そういう方々を中心に公民館等でマンツーマンで、コロナがありますので、あんまり近づいてはいけませんけれども、そういったことも含めて、それは福祉課だけではなく町全体、役場全体でフォローできるように考えていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4ページ、18款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出に入ります。

3款1項1目。5ページ。ございませんか。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

1つだけ。早くて5月20日から支給されるということですけど、お金はありますか。国のほうからいつ来るんですか。そっちの心配をしています。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

国からの補助金ということで概算要求をするようにしております。一応今のところ国からの予定が5月7日というふうになっておりますので、当面5月分の概算要求をしているところでございまして、その分で一応5月分の支給額についてはフォローできるというふうと考えております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

それはよかったですね。17億円、金庫の中に入とととやろうかと思って心配しておりました。

それともう一つ、今までずっといろんな小さなことを議論されて、高齢者の問題とか、独り暮らしを民生委員さんで。だから、そういうのを、資料の15ページにありますよね、特別定額給付事業と。これは概要だけしかないんですよ。だから、ここに基山町特別定額給付事業実施要綱というのを作成して、その細かい流れを書いていただくと、これを見れば分かるんです。

例えば、18ページは子育て支援の児童手当の分には実施要綱を細かく書いてありますよね。どういうことについて、どのように出まさんと、4月27日に亡くなった人は支給されますか

とか、そういう細かいところがあるんですよね。

それと、25ページには中小企業の継続緊急支援要綱とか、何でこんなに17億円の、こんな大きな金を扱う事業に実施要綱もないのか、あっても資料として出せなかったのか、その辺作られると思いますから、それを見て、それを配っていただくと、こういう事業はこういうものというのが分かりますが、その辺。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

申し訳ございません。実施要綱の作成につきましては、ちょっとまだ間に合っていないところがございます。早急に作成いたしまして、告示をするように考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7款1項1目、商工費ございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

ここについても説明ください。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

資料の24ページをお願いいたします。

まず初めに、事業名でございますが、基山町中小企業者事業継続緊急支援事業と表記すべきところを基山町中小事業者というふうに誤って表記をしてしまいました。中小企業者というふうに訂正をさせていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

この支援金事業につきましては、対象となる事業者は、基山町の中小企業者でセーフティ

ネット保証の4号の認定を受けた者というふうにさせていただきます。

事業の内容でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上が減少している町内中小企業者の事業主のうち、昨年同月比の売上高が20%以上減少し、セーフティネット保証4号の認定を受けている者に対して、事業継続のための緊急支援として家賃等——この家賃等には、事業所の家賃、土地、賃借料を含みまして、またそれに事業を営む上で使用している駐車場代などの賃貸料まで含むところとしているところでございます。

その家賃等の総額の5割、これを上限10万円までの3月分、または売上金の減少に対する緊急支援金として一律10万円を交付するものとしております。

現状、それから必要性についてでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、緊急事態宣言が全国の都道府県に発出される中、不要不急の外出自粛のため、基山町におきましても経済活動の収縮による各事業所の売上げ減が顕著となっているところがございます。

特に、中小企業者の事業継続を支援するために町独自の緊急支援事業が必要であると考えているところがございます。

事業費といたしましては、町費で1,250万円、全額を中小企業者事業継続緊急支援金として交付できればというふうに考えているところがございます。

○議長（品川義則君）

質疑の途中ですが、ここで午後1時まで休憩いたします。

～午後0時10分 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

事項別明細書7ページ、7款1項1目、何かございませんか。中村議員。

○1番（中村絵理君）

こちらの中小企業者事業継続緊急支援金の件で6点ほどちょっとお尋ねしたいことがあるのですが、まず、こちら資料の25ページの交付要綱の案の中に、まず第1条、こちらの上から2番目、売上が減少している町内中小企業の事業主に対して、事業継続のための緊急支援として、予算の範囲内において基山町中小企業——ここですね、ずっと続いて、緊急支援金を交付すると。この意味ですね。要は、予算が終われば申請があったとしても受け付けな

いんでしょうかと、私ちょっとそういう読み方をしちゃったんですけど、そこを1つ。この読み解き方がちょっと私としてうまくできていないのかもしれないんですが。

それから、第2条の(1)に「家賃等」と書いてあります。ここで、事業所の家賃とか、事業を含む上で使用する駐車場の賃借料なので、例えば、土地を購入して事業所を建ててローンを支払っている事業者はこの対象に当たるのかということが2つ目です。

それと3つ目、この第3条のところにある4号認定の件ですね。第2条にもありますが、4号認定、この基準が、これに該当するのは本町において4号認定を受けていること。4号というのは、セーフティネット認定の4号ですね。こちらをこの4号認定と定めた根拠、何のためにこの4号を取ってなきゃいけないと、この基準を教えてください。ほかの自治体は20%売上げが減少しているということで給付対象になっているんですが、多分ここら辺は基山町だけだと思うんですけど、何のためにセーフティネット保証4号を適用されたのかということですね。

それからあと、事業説明書のほう、資料の24ページですね。こちらのほうですね、7番目の「事業計画・内容の概要」について、ここに説明があるんですけども、ここで上から2行目、「昨年同月比の売上高が20%以上減少し、セーフティネット保証4号の認定を受けている者に対して、」ということですね。これは多分この2つの条件をクリアしなければ認定はなされないというふうに私は理解したんですが、ここをもし可能であれば、「もしくは」という言葉を、この「減少し、」の後に「もしくはセーフティネット保証4号」と、だから両方該当できるような、もうちょっと範囲を広めるような対応ができないのだろうかということが1つ。

それから、あと2つあります。

それから、今後、事業者へこれが、可決された場合に、どういうふうにPRをしていくのかと。だから、大体ホームページとかSNSとかでのオープンが当たり前になってくると思うんですが、やはりさっき町長もおっしゃったような書類に弱い方とか、個人事業者の方は1人でやっているから窓口に行けないとか、それから、要はこのセーフティネット4号は、一応利子とか、そういうのが取られないんですけど、要は借金は借金なんですね。だから、借金これ以上抱えたくないという方もいらっしゃるんで、そのPR方法ですね、町の中で忙しくて窓口に来られないとかいう人もいますので、どうやって町がそういう人たちのところにこれを浸透させていくのかというPR方法を教えてください。具体的にあればですね。

それから、最後、私佐賀市の——すみません、市ですけど、独自の支援金ですね、基本的に法人に20万円、個人に10万円というのを出すと。それから、売上げが50%以上落ちた業者に対しては、それに上乗せ給付金を出しているんですね。緊急事態宣言が延びると、ゴールデンウィーク明けでは収まらないというふうなことも国が言っているわけですから、そうすると、どんどん日にちが延びていったら、多分、力のない事業者は全部倒産してしまうと思うんですよ。だから、それを補うためにも、基山町も上乗せ給付金とか、そういうことが何らかの条件で、今でなくてもいいので、何かそういうものが出せないだろうか。

この6点をちょっとお尋ねしたいんですけど。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

幾つか全体的な話について、私のほうから答えさせていただいて、細かいところは担当のところから。

まず、今回の場合は予算がなくなったら切れるみたいな話にしてしまうと何の意味もないので、そこは、もしこれが要綱の見方がそう誤解を受けるんだったら、そうならないように修正もしなきゃいけないかと思えますけれども、基本、考え方としては、それが続く間支給するという考え方です。

それから、加えて、じゃ、足りなくなったらどうするかというと、まさに今後、まだ2回目の臨時会とか、6月の補正の議会であったり、プラスで今度また国の臨時交付金も入ってきますので、そういったところの中で様子をチェックしながら、きちっとしていきたいというふうに思っているところでございます。

ちなみに、1,250万円の内訳は10万円掛け50と30万円掛け25やったかな、20かな——後でそこは補足しておいてください。そういう積算ですけど、当然ながら、もう既にセーフティネット4号の認定は40事業者が既に受けてありますので、多分結構な数の方が受けていただけるかというふうに思います。

セーフティネット4号は、まさに役場で認定する手法なので、役場が手取り足取りお教えしているところでございますので、この議会に通させていただいたら、すぐにまた広報して連休期間中も全部相談を受けるというふうな、そういうことを今考えております。できるだけ連休期間中に認定プラス申請までいくようなところを多くして、早く10万円ないし30万円

を交付させていただくような、そういうことを考えているところでございます。

さっきセーフティネット4号は借金だという話になりましたけど、それは借金もすることはできますが、別に認定を取ったからといって借金しなければいけないわけではございませんので、その誤解だけはないようによろしくをお願いします。

そして、加えて、借金をするときに非常に楽になりますし、利子補給は、また県が別途、利子補給の補助金がありますので、無利子で楽に補償も満額ついてきますので、借換えも含めて、コロナに関してだけではなくて資金繰りの借換えとか、そういったことも戦略的にやっていくことができるようになると思うので、今回20%ということであれば認定を取っていただくことを一緒に、しかもそれは役場が相談に応じながら一緒にやっていくというふうな、そういう形でこれまでもやっておりますし、これからもやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

そして、50%の話が出ましたけど、ほかに国の50%のやつがまず1つございます。それが持続化給付金というのが国のもので、これも動き出します。そして、県がチャレンジ事業者持続化支援金であったり、県境ストップ支援金であったり、店舗休業支援金であったり、県がまた独自で別のものを持っておりますので、そういった県とか国のやつの制度につきましても町で説明して、基山町の業者の方に有利なものを、組み合わせでどんな組み合わせも取れますので、そういう形のことを御指導しながら一緒に考えていくということをやっているながら、寄り添った形で中小企業の方の支援をやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

これ以外のことも含めて、これからもずっと考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

あと細かい点につきましては担当課のほうから回答させていただきます。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

予算の範囲内というところでお話に出ておりました予算額の計上についてでございますけれども、今、家賃のほうで上限30万円を25事業者へ、それから、一律10万円の給付を50事業者へ支給できればということで計上しているところであります。

それから、御質問にありました、持ち家などでローンを払っていらっしゃる方は家賃等の

対象にはならないのかという御質問であったかと思えますけれども、その方については家賃等というところでは対象にはならないわけがございますけれども、4号の認定を受けていただいている事業者であれば売上げが落ちたものということで一律10万円の支援をさせていただきたいというふうに考えます。

それから、周知の方法についてでございますけれども、町長からもお答えいただきましたけれども、今日議決をいただきましたならば、すぐにでもホームページで周知をさせていただきまして、既に4号の認定を受けていらっしゃる方へは個別に御案内もさせていただこうと思っております。それから、連休中も受付ができる体制で産業振興課の職員で対応してまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

それで、先ほど、まず周知の方法でいろんな受付をしたいとおっしゃっているんですが、実は個人事業者の方たちは1人でやっている場合が非常に多いんですね。たがら、私なんかが出かけて行って話なんかすると、いや、分かるとんやけど、書類も送ってくるんやけど、どうしていいかが分からんとおっしゃるんですよ。だから、そういう状態の方もかなりいらっしゃると思います。基山町の場合は個人事業主が多いので、御高齢の方も多から、こういうのは結構苦手です。書類の弱者というやつですね。なので、そこをどういうふうに対応していただけるのか。でき得れば、そういうところに、私なんかは出かけて行って、こうだよ、こうだよと言うんですけども、やっぱりちょっとそこを身構えてしまって、書類が面倒くさかけん行かんという方もたくさんいらっしゃいますので、そこら辺はちょっと工夫を重ねていただいて、漏れる方たちも結構出てくると思うんですよ。

まず、このセーフティネット4号、行政側の配慮はすごい分かるんですね。だから、それを借りるも借りないも今自由だと、認定を受ければいいと町長がおっしゃってくださったんですけど、その認定を受けるまでが、あの書類をそろえるまでが、例えば、中小企業だったら鳥栖市の法務局まで行かないといけませんよね。確定申告とか、ああいった類いを取るのに。町の人だったら、商工会に加盟している人は商工会に行って取らないといけないんですよ。その時間すらなくて、毎日お弁当作りに励んでいるとか、店を開けているという人もいます。だから、そういうところをもうちょっと、先ほど申し上げた20%減で、どうして

もセーフティネットを取れない方でも何とかならんのかなという。申請者が言えば、自分が減少したということだけの書類で何とかならんのかなというところもあったりするんですが、その方法と。

もう一つ、すみません、しぶといようですけど、ふるさと納税というところをこのほかにプラス基山町独自で何とか使って、さっきおっしゃった事業、これですね、国の持続化給付金の支給を受けた事業者とかですね。だから、佐賀市だったら、それから令和2年3月以降にセーフティネット保証制度などを活用しとか、いっぱい条件があるんですけど、こういう方たちは50%減という、例えば、中小企業なんかは50%といたら相当な額ですね。設備投資をしているところもあるんですね。だから、ほんの少しでも、お金はないよりもあったほうがありがたいですね。だから、そういうのを6月補正でもいいから、今後の国の状況を見ながら、少しなりとも加算できる施策はお願いできないのだろうか、そういうふうに思っているんですが……

○議長（品川義則君）

中村議員、本題から外れています。質問事項をもう少し明確に言っていただいてもいいですか。

○1番（中村絵理君）

はい。ということで、そのPRに関して、できればもうちょっと下のほうに下りていっていただきたいということ、それから、こちらのプラスでもうちょっと給付金を出してあげてほしいということです。お尋ねします。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

町内の事業者で、セーフティネットの4号の御相談に来られる方に対しましては、難しい書類というのはあまりないように思っております、事業者であれば必ずつけていただいている売上の帳簿でありますとか、飲食店であれば必ず持っていらっしゃる営業の許可証の写しなどということになっておりますので、窓口はその帳簿など書き方が分からないということで持ってきていただいている方もいらっしゃいますので、1つずつ細かなところを丁寧に御説明しながら一緒に申請書を作り上げたりとかいうこともしているところでございますので、周知が足りないということかと、御意見というふうに聞きましたけれども、そこはこ

れからも丁寧に周知に努めてまいりたいと思っております。

それから、20%以上減少してセーフティネット保証の4号の認定を受けているというような説明をいたしました。20%以上減少しているということだけでも対象にならないかというような御質問だというふうに思いますけれども、今回、新型コロナウイルス感染症により全ての事業者が影響を受けているというふうに感じておりました。その中で、特に基山町の中小企業者の中で家賃などの固定費を払っていらっしゃるところは事業継続の危機的状況にあるというようなお声がたくさん届いておりました。そこで、そこを支援したいというふうな思いで今回の緊急支援事業を実施するわけでございますけれども、ある程度一定の要件といたしますか、基準が必要だというふうには考えておりますので、今回はセーフティネット4号、売上げ減少が20%以上あるものというところで線を引かせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。中村議員。

○1番（中村絵理君）

最後に、これは要望なんですけれども、セーフティネット5号……

○議長（品川義則君）

中村議員、要望ではなく質疑ですので、質問していただけますか。

○1番（中村絵理君）

恐れ入ります。セーフティネット5号を既に申請されている方が4号を併用できるというふうには思っているんですが、私も理解しているんですが、それを知らない方、もしくはそれを知っていて、そしたらもう一回手続をしないとイケないと、そういう方たちだけでも少し緩和をすることはできないのかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

セーフティネット5号は、これからほとんどの人が取れるような形になりますので、今取ってあって、4号の要件に当てはまる方には、逆に言えば、その趣旨を説明して取っていただくように、今個別にお願いが始まっているところでございます。もちろん、5号と4号では基準が全然違いますので、5号は基準がもっと甘くなりますので、これから5号はほと

んどの業態、業種が取れるような、そういう形になると思いますので、二度手間になって大変恐縮ですけど、そこらあたりはこちらのほうで全面的にサポートいたしますので、4号ということで御説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

質問します。7の「事業計画・内容の概要」の説明の中の、セーフティネットで今回事業者への支給というか、それに対しては詳しく書いてありますけれども、または売上金の減少に対する緊急支援金一律10万円、これの具体的な説明がありませんよね。減少に対すると、どういうことが減少なのか。要するに前はセーフティネットを受けられるときは20%だという数字がきちんと書いてありますけど、そこをもう少し詳しく説明ください。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

家賃等、または売上金の減少に対するということで、どちらかを支援金として受けていただけるわけですが、売上金の減少に対する一律の10万円といたしましては、セーフティネット4号で前年同月比から20%以上売上げが落ちている事業者というのは、10万円どころか、すごく売上げが落ちているわけですので、そこは固定費などに対する事業継続の支援金として一律に10万円ということで考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

条件は全てセーフティネット4号の認定を受けているというだけです。家賃であろうが10万円であろうが。もともと最初に全協で説明したのは家賃だけの話だったんですけど、家賃を納めない、要するに自分の物件のところは家賃がないわけだから、そのところは全然対象にならないというのは、これは問題だということをいろいろな人からの意見も聞いた上で、家賃の人がやっぱり一番大変だとは思っているので、逆に言えば、家賃の人は30万円まで、そして、ほかの家賃が発生しない方は一律10万円というふうな、そういうメニューにしております。条件はセーフティネット4号の認定を受けている事業者ということになっております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

分かりました。それと、これは確認ですけれども、要綱の中の3条、「町内で事業を営んでおり、」というところ、(2)ね——ということ、そして、(4)に「町税等の滞納がないこと。」ということであれば、事業をされている方はあくまでも基山町の住民でなければならないということになるわけですよ。ですけど、町外から基山町の店舗を借りたりして事業をされている方も多々いらっしゃると思うんですけど、今回はそこまで書いてあるから、全く対象外になるとは思いますが、そういうところの手当てはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

セーフティネット4号につきましては、基山町内で事業を営んでいらっしゃる方、個人事業主であれば、事業所、店舗が基山町にあって、町外から通われてそこで事業をされている方がいらっしゃると思うんですけども、その店舗が基山町にある、事業所が基山町にあるということで、基山町でセーフティネット4号の認定をさせていただいておりますので、個人事業主の住所が必ずしも基山町ではないということもございます。その方につきましても、基山町でセーフティネット4号の認定をさせていただいておりますので、今回の支援金の対象になるものというふうに考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

ということは、基山町内に在住されて、要するに家賃を払っている方で、なおかつ町民の方には町税の滞納がないという条件がプラスアルファされるわけですよ。もし滞納されていたら、この支援は受けられないということに、これを見ると読めますね。

では、町外の方は町税の滞納など関係ないから、要するに条件さえ合えばこの支援を受けられるということ、それはもちろん、こういう状況だからですね、そこは分かりますが、ちょっとその書き込みが不公平じゃないかなというふうに感じますけど。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

多分、大久保議員が考えていらっしゃるの個人住民税とかのことを考えていらっしゃるのかなというふうに思います。ただ、こういった事業所関係については、まず一番に固定資産税というものがございまして、こういった個々の町税においても、町内に資産等を持っていらっしゃる方、そういった方には様々な税のほうがかかりますので、こういったものが対象になってくるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

答弁調整のため、暫時休憩します。

～午後 1 時24分 休憩～

～午後 1 時26分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

町税等の滞納がないことということで、基山町の方であれば、基山町内で税金の滞納がどうかということ調べさせていただくようなことを考えておりました。また、町外の方に関しましては、町税等の滞納がないことの証明というのがございまして、その書類を提出していただくようお願いしたいと思います。

○議長（品川義則君）

ほかに。松石健児議員。

○3番（松石健児君）

財政が大変厳しい中で、町費1,250万円を使つての事業ということで、中小企業の事業者に対しては非常にありがたい話だと思いますし、この前、私テイクアウトをしにあるお店に行ったときに、産業振興課の方かどうか分かりませんが、事業支援の件について御相談というか、お話をさせていただきたいけど、お時間ありますでしょうかというような訪問もちょっとかいま見ることがありました。そういう部分では、いろんな形で御支援をされて

いるのかなというふうに思っております。

ただ、今回、5月6日ぐらいまでの緊急事態宣言ということで、ある程度考えたところでの事業支援ということだったんですけれども、今国のほうの流れでいくと、これがもう少し延長されるというような形になりますから、まだまだ、これだけの支援で各事業者が今後の事業継続を十分やっていけるかどうかというのは難しいところだと思います。

そういう意味では、今さっき申し上げたそういった個別の支援というのを具体的にやっているのかどうかということをお説明いただきたいのと、やはり今後の対策として、第二の矢、第三の矢といいますか、そういったことをある程度考えなくちゃいけないと思いますので、こういった支援をする中で事業者に対してのヒアリングをしていくというところでは、産業振興課、町のほうとしてもそうですし、商工会等と連携を取って、バーチャル協議体になるかもしれませんけれども、そういった町内の中小企業の支援対策協議会等で役割分担をきちんとつくって、今後の対策を考えていく必要があるんじゃないかと思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。2点お伺いします。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

個別の支援について、どのようなことをしているのかということでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響が大きくなりまして、町内の、特に飲食店業者などの経営が苦しいということで、どういう状況かというところを私や課長などでヒアリングなどをしてまいっております。その中で、どういう支援が必要かなどのヒアリングも含めて回らせていただいているというようなところでございます。

個別の支援ということで、具体的にといいますか、持ち帰りや宅配、テイクアウトやデリバリーの事業を始められた事業者につきましては、基山町、商工会青年部、それから、きやまKappo実行委員会などと協力して、そういう取組をされているお店の広報を町内全戸にお知らせをしているようなところでございます。

今後、どのような支援策を考えるのかというようなことでございますが、今すぐということではございませんけれども、プレミアム付商品券などの施策をして消費の喚起を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

中村議員もさっきお話しされましたけれども、やはり出向いてお話をしているいろいろ相談に乗っていただくということも大事なことだと思います。ただ、現状は、今こういった制度がある、国、県等を通しての支援事業等々での御説明、これから町の事業等も御説明をされると思いますけれども、やはりこういう支援を受けたとしても、なかなかこれから事業を継続していくのは非常に困難な事業主もいらっしゃいます。そういう部分では、こういった説明だけじゃなくて、今、現状どれぐらいの、特に飲食店で言わせていただくと、テイクアウトぐらいじゃ全然賄っていけないというようなお話もありますよね。そうすると、今回の支援を受けた後で、今後事業を継続していくためにはどういった支援が必要かというヒアリングも必要になってくると思います。

そういうことを受けて、今後、商工会なり、もちろん青年部とか、いろんな部分と連携をして、どういった部分がどういった役割を持って支援をやっていくかというところが必要だと思います。現状の支援の話もいただきましたけれども、もうひとつ、やはり親身になって今後の対策というのを考えていただきたいと思いますが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

もちろん町でも考えますが、国も今度家賃補助みたいなものを始めるという話があったりします。それから、県も今3つの事業を今回始めるような、そういうことを今広報しています。ただ、非常に分かりにくい話なので、その辺をまずかみ砕いて、まずはそういうもので基山町の事業者の方が使えるものはないのか、その辺を応援していきながら、それで足りない部分があれば、ダブって補助しても仕方がないので、足りない部分についてどういう施策を考えなきゃいけないかというのは、これからもずっと考えていきたいと思いますので、よろしく、また、逆に言えば、そういう意味では、議員の皆さんにも県とか国の支援施策がどういふものであるかというのも一度説明する時間が必要かなというふうに思いますので、その中で残ったところをまた支援できるようにしていかなくちゃいけないかというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

前回2階で個別相談会を開かれました。その際に町のほうで出されたいろんな制度についての説明資料というのは、非常に分かりやすいものがありましたので、そういったものも生かしながら、今後十分対策を取っていただければと思います。よろしく申し上げます。要望です。

○議長（品川義則君）

答弁はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

町長にお伺いしたいと思います。

先ほど町長が、国、県、町それぞれの事業について説明をしないと。私もそう思っていました。本当によく分かりません。自分で勉強すれば分かるかもしれんけれども、ぜひ全協等で具体的な資料として、国は何、県は何、基山町はこうだということ、そういう資料を提出していただければなと思います。

それで、私が町長にお聞きしたいのは2点ほどで、今日の報道を見てみますと、緊急事態宣言がどうも延長されるような状況だというふうに思っております。これから、ますます厳しくなっていくし、本当にオール基山でこれを乗り切らないといけないし、我々としても3密を避けて、何としても基山町から感染者を出さないという決意が必要だろうと思います。

それで、先ほど松石健児議員のほうからも質問がありました。延長になりますと、様々な国の支援事業が出されると思いますが、町としても第二、第三の矢といいますか、この辺の事業が求められるんじゃないかと。20市町では様々な事業が展開をされていると報道されています。先ほど担当課長は、今後プレミアム付商品券等も検討していきたいというふうなこと、それから、基山町独自の事業でございますけれども、足りなければ、また予算を組むということでされていくようですが、例えば、白石町なんかは、町内の飲食店舗、約100店舗に一律20万円給付とか、今年度に限って小・中学校の給食費を……

○議長（品川義則君）

松石信男議員、議案に対して質問をお願いいたします。

○12番（松石信男君）

はい。白石町もやられています。今後、どのように考えられておるのか。

それから、臨時交付金、これは増額が必要だと思います。これについてもどのようにお考えなのか、御見解をお願いします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

1つずつ。まず、臨時交付金は、基山町に幾ら来るかがまだ全く分かりませんので、これが来る前に、逆に言えば、うちとして計画を立てなければいけない。どういう事業をやるかというのを考えなきゃいけないというときに、1つのアイデアとしては、プレミアム付商品券——商品券は、スーパーとか、そういう大きい売るところにほとんど行ってしまうので、それは、逆に言えば、今そういうところは非常に好調なんです。だから、むしろ飲食券とか特定サービス券とか、何か違うことを考えないといけないなということで頭を考えているところなので、それとさっき、前回相談会をやったときに国とか県の施策が分かりやすかったということをお願いしてありがとうございます。ただ、その後、また国も県も新しいのをばんばん入れ込んでいるので、どんどん変わっていつているので、もうあのときのやつは古いものになっているので、今それについて一生懸命うちはリサーチしながら、基山町のこの店舗はこれが対象にならないかぐらいまで今、やり始めているところなので、そういうことも併せてやっていかなければいけないというふうに思っております。

結局、潤っているところがさらに潤うような施策をしても今回は意味がないので、本当に厳しいところに対してどういう施策——なかなか難しいんですね、そこにお金が出るようにするというのは難しいので、それを今一生懸命考えておりますので、私自身も個別に今、事業者の方と何人もお話をしておりますので、それと、今なのか、もうちょっと先なのかというその時期によっても違ってくるので、その辺も含めて非常に大事なことなので、これからやっていきたいと思っております。そういう意味では、また5月の末ぐらいに臨時会をお願いすることもできるかもしれないし、間に合えば6月の定例議会でそういう新たな施策の提案とかもさせていただきたい。

取りあえずは、今回の10万円から30万円のやつを早くやって、本当に困っている方々にやるのと、それから、さっきの特定の、いわゆる個人に行く10万円ですね。あれを早く、個

人——事業者の方は個人でもありますので、一日も早くそれぞれの家に1人10万円が行くようにしなければいけないというふうに思っておりますので、その辺のところに入れていきたいと思えます。

それからあと、連休期間中も個別のいろいろな相談を受けられるような広報を、今日議会を通ったら、すぐにまた広報して商工会の方々とも連携してやっていきたいというふうに思っておりますので、本当に今大事な時期なので、力を入れて少しでも御支援できるように頑張っていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

何しろ財源が必要なので、国の臨時交付金、これは1兆円ということで増額を求める声が非常にあります。5兆円とかということも言われております。これは国のほうに要望されているかもしれませんが、ぜひ要望していただきたいと思えます。

○議長（品川義則君）

答弁はよろしいですか。（「はい、よかです」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

なかなかこういう事業は、最初にいかにインパクトを持って基山町が困っているところを支援するのかというのを出すのが大変重要な部分でもあります。金額的なことを言えば切りがないというふうになります。基山町の財源に合った部分でというふうになります。

先ほどセーフティネット4号認定が今、約40事業者、そして、例えば、緊急支援金は家賃等には25事業者、そして売上金の減少は50事業者、これはいずれかの額ですからダブらないというふうになりますと、合計75者ですね。そうすると、現在4号認定が40者ということは、あと残り35者ぐらいを基山町はまだこの支援金の支給対象事業者を募っていくと——募っていくというか、まだ支援されていない方に多く支援していくように取組をしていくというふうな考え方でなっているだろうというふうに思えます。ぜひここは、先ほどの答弁でもありましたように支援していただきたい。

現在、新型コロナが発生して、1月、2月はそんなに影響なかったにしても、3月、4月、そして5月になってくると、影響が出てきました。そうすると、既に閉鎖したとか、既に事

業をやめたとかいうのが出てきているんじゃないかなど。私も今、不要不急の外出はなるべくしないようにしていますので、夜は出歩かないようにしているんですけど、もしそういうところがあれば、それを把握するのも大事ですし、もうそういう一歩手前まで来ているんだと、本当に緊急を要するところに対しては、先ほど中村議員も言われましたように、いかに迅速にこの支援金、これは貸付けじゃないですからね、借金じゃないですから、後で返還してくださいじゃないですね。あくまでも支援ですから。こういう緊急支援を要するところに早急にしていくと。少し言い方は悪いんですけども、ちょっと余裕があるところは後でもというふうになるかと思えますけれども、この辺の判断をどのようにされていくのかと、先ほど少し実態も聞きましたけれども、実態等が分かれば教えてください。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

町内の事業者は大変苦しい状況が続いているところですが、現在、私どものほうには事業をやめたとか閉店したとかという話は、今のところまだ耳に入ってはおりませんが、実質、コロナの影響で休業——休業といいますか、もうずっとお休みをされているという事業者は幾つもあるというふうに承知しております。

どのように、まだ余裕がある事業者と本当に苦しい事業者を判断するのかというところですが、セーフティネットの申請をしていただくときに、20%以上の売上げ減があるということで認定をしていただくわけですが、その中でパーセントを必ず確認するところですが、セーフティネットに該当する、二十数%というところもございしますが、中には70、80、90%、最悪100%減というところもございしますので、そういったところには丁寧に説明をさせていただいて、なるべく早くこの支援金が届くようにさせていただきたいと考えます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8 ページ、14款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第20号に対する質疑を終結します。

次に、議案第20号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第20号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第20号は可決されました。

次に、議案第21号 令和2年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を行います。

議案書の15ページをお開きください。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

16ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

17ページ、歳出について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入、5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出、2款6項1目。重松議員。

○9番（重松一徳君）

これは議案第19号ですか、そこで議論した中身になって、それに基づいた補正予算という形になります。私は少し勘違いしていたんですね、すみません。それこそ国保ですから、私も青色申告をしているんですね、事業者なんです。個人事業者でも事業者なんです。そうすると、そういう方が本来、国保には多いんですね。例えば、ある程度の企業だったら、その企業が持っている健康保険等に入っていますから、ちょっとした、皆さんも共済保険とかありましょし、それぞれの企業があるんですね。そういうところから外れている部分とか、あと臨時職員とか、そういう非正規職員の方が国保に入っているんですね。そういう中で、新型コロナの関係で支援していくという形になりますから、本来、なかなか手が届かないところに支援するという形では有効なことだと思いますけれども、先ほども言いましたように少し範囲が狭過ぎるんじゃないかと、この範囲をもう少し広げるべきではないのかというのが私の考え方でもあるんですけれども、この補助金の84万2,000円、なぜこういうふうな算定になったのかと、それについて説明ください。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

84万2,000円の積算方法ということにつきましては、まず、県内の国保の被保険者数と基山町の国保の被保険者数、それから、新型コロナウイルスの検査数等が佐賀県のホームページ等を書いてありますので、そういった検査数でどれぐらいの方が検査を受けられているか、それから、それに基づいて基山町のそういった給与所得を受けられている方の人数、また、県内の給与所得を受けられている方の割合等で計算しまして、町の被用者の方の予想人数ということで、14人ということで推計をいたしました。それから、支給日数につきましては、県内の1例目の方の復帰というか、入院から退院までの日数につきまして、13日ということで例が出ておりましたので、14人のうち13日、それから、日当ですね、1日当たりの支給額につきましては、県の最低賃金ということで867円掛け8時間ということで、6,936円と計算いたしまして、その3分の2ということで、4,600円ほどの傷病手当金ということで算出をいたしまして、それから算出しまして84万2,000円という予算額を推計しているところでございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

これは国が新型コロナ関係で生活に困窮されている方に支援という形で、例えば、フリーターといいますか、そういう方も含めて、正規職員の場合は八千幾らでしたけれども、それこそ低賃金の人に対しては四千何百円で計算というふうな計算方法がありましたよね。それとリンクしてみたいな金額にどうしてもなってしまうと。そうすると、生活に本当に困っている人に対してこの金額が妥当なのかという部分ですね。私もよく分からないんですよ。ただ、例えば、今、私も議員をしていますから議員報酬がありますけれども、議員報酬がなくて、私の個人事業でしている部分で、もし私がそういうふうにならなければ、この金額では、これが最低という言い方になるかと思えますけれども、とてもそういうふうな形では生活できないというふうな実態とかが出てくると思います。

これは国に基づいて計算した、先ほど佐賀県の計算方法によるというふうに言われましたけれども、基山町として、例えば、本来は国保ですから国保運営協議会にかけなければならぬ中身にもなるのかなと思えますけれども、何らかのプラスアルファというのは全く考えられなかったのか、しかし、考えたとしても、これは国保全体の問題にもなりますから、国とか県の指導に従ってこの金額をはじいたというふうになるのかについて説明ください。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

こちらの算出につきましては、あくまでも予算計上の一般的なモデルということで考えております。実際の支給につきましては、その方が前3か月にいただいていた日当の平均にお休みせざるを得なかった日数を掛けてまいりますので、先ほど申しました6,900円の3分の2というのは、それをそのまま計算するわけではございませんので、あくまでも予算計上する段階での一般的な日当というふうには考えておりますので、実際に支給する額はその方が前3月にいただかれていた分の3分の2ということで、こちらの健康保険法の規定にも基づいておりますので、町のほうで独自で考えた計算方法ではありません。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第21号に対する質疑を終結します。

次に、議案第21号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第21号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第21号は可決されました。

以上をもちまして令和2年第2回基山町議会臨時会を閉会いたします。

～午後1時53分 閉会～

基山町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

基山町議会議長 品川 義 則

基山町議会議員 松石 健 児

基山町議会議員 大久保 由美子